

A2 訪問型サービス（独自）サービスコード表

令和元年10月1日改定

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,172単位	1,172	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		821
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,055
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		738
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39単位	39	1日につき	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		27
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		35
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		25
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,342単位	2,342	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		1,639
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,108
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		1,475
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		54
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		69
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		49
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715単位	3,715	1月につき	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		2,601
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,344
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		2,340
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		85
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		110
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		77
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		

特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算、処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

A3 訪問型サービス（独自/定率）サービスコード表（支給率7割）

給付制限（3割負担）を受けている被保険者に係る請求のときに使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1001	訪問型独自サービスⅠ（制限）	イ 訪問型サービス費（独自/定率）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1,168単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,168	1月につき
A3	1003	訪問型独自サービスⅠ・初任（制限）			818	
A3	1004	訪問型独自サービスⅠ・同一（制限）			1,051	
A3	1005	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一（制限）			736	
A3	1011	訪問型独自サービスⅠ日割（制限）			38	
A3	1013	訪問型独自サービスⅠ日割・初任（制限）	38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	27	1日につき
A3	1014	訪問型独自サービスⅠ日割・同一（制限）			34	
A3	1015	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一（制限）			24	
A3	1101	訪問型独自サービスⅡ（制限）			2,335	
A3	1103	訪問型独自サービスⅡ・初任（制限）	ロ 訪問型サービス費（独自/定率）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2,335単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,635	1月につき
A3	1104	訪問型独自サービスⅡ・同一（制限）			2,102	
A3	1105	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一（制限）			1,472	
A3	1111	訪問型独自サービスⅡ日割（制限）			77	
A3	1113	訪問型独自サービスⅡ日割・初任（制限）			54	
A3	1114	訪問型独自サービスⅡ日割・同一（制限）	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	1日につき
A3	1115	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一（制限）			49	
A3	1201	訪問型独自サービスⅢ（制限）			3,704	
A3	1203	訪問型独自サービスⅢ・初任（制限）	ハ 訪問型サービス費（独自/定率）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,704単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	2,593	1月につき
A3	1204	訪問型独自サービスⅢ・同一（制限）			3,334	
A3	1205	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一（制限）			2,334	
A3	1211	訪問型独自サービスⅢ日割（制限）			122	
A3	1213	訪問型独自サービスⅢ日割・初任（制限）			85	
A3	1214	訪問型独自サービスⅢ日割・同一（制限）	122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	1日につき
A3	1215	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一（制限）			77	
A3	1800	訪問型独自サービス特別地域加算（制限）			特別地域加算	
A3	1801	訪問型独自サービス特別地域加算日割（制限）		所定単位数	1日につき	
A3	1810	訪問型独自サービス小規模事業所加算（制限）	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数	1月につき	
A3	1811	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割（制限）		所定単位数	1日につき	
A3	1820	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算（制限）	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数	1月につき	
A3	1821	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割（制限）		所定単位数	1日につき	
A3	1401	訪問型独自サービス初回加算（制限）	チ 初回加算		200	1月につき
A3	1402	訪問型独自サービス生活機能向上加算（制限）	リ 生活機能向上連携加算		100	
A3	1669	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ（制限）	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の137/1000 加算	
A3	1670	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ（制限）		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の100/1000 加算	
A3	1671	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ（制限）		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の55/1000 加算	
A3	1673	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ（制限）		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A3	1675	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ（制限）		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算、処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目